

説明書

1. 業務名

中国運輸局管内における特定技能外国人の運転手（バス・タクシー）活用可能性調査業務

2. 業務の背景と目的

地域の公共交通については、人口減少や少子高齢化等を背景に地域公共交通の利用者が減少しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は大きく減少し、その後もコロナ前の水準まで回復しておらず、交通事業者の収支状況は厳しい状況である。加えて、路線バスの運転手の担い手不足も深刻化するなどにより交通事業者の経営環境はより厳しくなり、その結果、減便や路線廃止など、地域公共交通のサービス水準が低下している。

課題の一つである担い手不足への対応が必要となっている中で、自動車運送業分野について、特定技能制度の対象分野への追加が閣議決定（令和6年3月29日）されたが、外国人運転手の雇用は、手続き面や採用後の環境整備をはじめ、初めての試みとなる外国文化や言語の相違などの面で、事業者には取組への不安や一定程度のハードルがあると考えられる。

一方で、全国において、外国人運転手の確保に先進的に取り組んでいる事業者も複数存在していることや、自動車運送業分野特定技能協議会による活動も広がっている。

以上を踏まえ、本業務を実施し、自治体や事業者へ横展開につなげることで、事業者の取組を後押しする。加えて、本調査を実施して得られた知見をもとに、今後の管内自治体や事業者への丁寧な伴走支援を通じて、「交通空白」解消をはじめとした地域公共交通の課題解決を目指す。

3. 業務の内容（各段階における具体的な手法は企画提案書によるものとする）

※（１）～（６）に記載する「運転手」とは「バス・タクシー運転手」のことをいう。

（１）運転手不足に関する基礎データ収集

中国運輸局管内の協会加入のバス・タクシー事業者に対して、求人充足率や運転手の年齢層、採用者の属性（前職や運転手経験の有無等）などの既存データの収集を行う。あわせて、特定技能制度を活用し、雇用するにあたって必要になる手続きや、経費、留意点等について整理を行う。

なお、上記の整理にあたっては、国土交通省ホームページ「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて」（URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html）を参照し、バス・タクシー事業者が特定技能所属機関となり、特定技能外国人が運転手として業務を行うまでに、事業者において必要となる手続や準備等の検討についてとりまとめる（容易に確認できるフロー図やマニュアル等）こと。具体的な収集・整理手法については、企画提案書に書き込むことにより提案すること。

（２）事業者へのアンケート調査（WEB アンケートを想定）

中国運輸局管内における協会加入のバス・タクシー事業者を対象に、特定技能外国人について、未経験者の採用意欲、採用実績、運転手確保において事業者が国や自治体に求める支援内容・支援の実績、課題として感じていること、効果があった（ある）と感じる事業者独自の取組等に関するアンケートを行う。併せて、国土交通省ホームページ「自動車運送業分野における特定技能外

国人の受入れについて」(URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html) を参照し、調査時点で最新の特定技能所属機関及び登録支援機関に対し、上記と同様の内容に加え、バス・タクシー事業者が外国人人材採用に至ったきっかけや経緯、国籍別の文化や生活の相違等を追加してアンケートを行う。なお、アンケート内容については、事前に中国運輸局と協議して実施するものとする。具体的な収集・整理手法については、企画提案書に書き込むことにより提案すること。

(3) 事業者へのヒアリング調査（原則対面による）

上記(1)、(2)から得られたデータやアンケート回答状況をもとに、特定技能外国人に関するヒアリング調査の内容を整理し、全国における採用実績のある事業者などに対してヒアリング調査(5社)を実施する。なお、ヒアリング調査の内容や対象事業者については、事前に中国運輸局と協議して実施するものとする。具体的な調査手法については、企画提案書に書き込むことにより提案すること。

(4) 分析・整理

上記(1)～(3)での調査結果をもとに、特定技能外国人の運転手を活用するにあたって、事業者側において課題となっている点(手続き面、経費面、国や行政からの支援面等)及び当該課題に対して有効な取組(事業者における取組、国や行政の支援、採用前に海外で募集基準を設ける、国内での資格取得や教育訓練が有効等)について分析・整理する。あわせて、事業者が特定技能外国人の運転手を確保する場合と、他の方法により運転手を確保する場合(例：日本人の二種免許運転手を採用する場合や一種免許運転手によりライドシェアを実施する場合等)とを比較して、外国人運転手を確保することの有効性について分析・整理を行う。

(5) 業務の打合せ

中国運輸局交通政策部交通企画課と受託業者において、業務の打ち合わせを適宜開催すること。なお、打合せについては、メールやオンラインでの実施も可とする。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)の内容をとりまとめた報告書及び地方公共団体の交通事務担当者及び交通事業者へ向けたパンフレットを作成すること。なお、本業務の成果物(報告書やパンフレットのみならず一部のデータ等も含む。)は、期間の制限なくホームページ、印刷物、DVD、講演・講習及び放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表(公開、配布、放送等)することを想定しているため、二次利用も含めた権利関係に関する許諾等の手続きを行うこと。また、必要な権利関係の許諾等の手続きに必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。また、使用ソフトについては事前に中国運輸局交通政策部交通企画課と調整すること。

4. 成果物の提出

(1) 成果物

- ① 報告書(A4版、カラー、50ページ程度)の電子データ
- ② パンフレット(A4版、カラー、10ページ程度)の電子データ

③ ②の印刷物 800部 (A4版両面印刷、中綴じ、カラー、コート紙 A版70.5kg)

(2) 提出先

中国運輸局交通政策部交通企画課